

## 碧南市広報紙「広報へきなん」 広告代理店募集手引き

(目的)

第1条 碧南市広報紙「広報へきなん」 広告募集手引き（以下「募集手引き」という。）は、碧南市広告掲載実施規程（以下「規程」という。）に基づき、碧南市（以下「市」という。）が発行する広報紙「広報へきなん」（以下「広報紙」という。）に掲載する広告（以下「広告」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載位置)

第2条 広報紙の裏表紙1頁とする。

(広告の掲載規格)

第3条 1頁の縦29.6センチメートル、横19.5センチメートルで、4色カラー刷とする

2 1頁における広告枠の数は指定しないものとする。

3 各広告の右上に「**広告**」（縦1センチメートル、横2センチメートル）と表示するものとする。

(広告の募集方法)

第4条 市長は、広告の募集を市ホームページ等により行うものとする。

(代理店)

第5条 市は、広告主を募集する事業者（以下「代理店」という。）に 広告掲載枠を売り渡すものとする。

2 代理店が、指定された期限までに落札した掲載料を入金しなかった場合、市長は代理店の決定を取り消すことができる。

3 代理店の責めに帰すべき理由により市に損害が発生した場合は、市長は、代理店に対し損害賠償を請求することができる。

(広告掲載の申込み)

第6条 代理店は、広告掲載を希望する者（以下「申込者」という。）から広告掲載を依頼されたときは、碧南市広報紙「広報へきなん」 広告掲載申込書（様式第1号）に、次の各号に定める書類等を添付して、広告の掲載を希望する月の前々月1日（1日が土曜日もしくは日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その直前の碧南市役所開庁日とする。）までに市長に提出しなけ

ればならない。

- (1) 広告原稿（案）とその電子データ（イラストレーター形式等）
- (2) 会社案内等（事業内容や活動内容など会社の概要がわかるもの）
- (3) 住所を有する市町村の市町村税（法人または個人）の滞納がないことを示す証明書  
（発行日から3か月以内のもの）

（広告掲載の決定等）

第7条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、規程第7条第1項に定める碧南市広告審査会の審査を経たうえで広告掲載の可否を決定し、碧南市広報紙「広報へきなん」広告掲載決定通知書（様式第2号）により、代理店に通知するものとする。

（広告内容及び原稿の作成）

第8条 広告の内容及びデザインは、規程に従うものとする。

- 2 広告は、できる限り市内の事業者等に係る内容の掲載に努めるものとし、また、市の政策の妨げ（人口流出等）になるものは掲載しない。
- 3 広告原稿は、申込者の負担で作成するものとする。
- 4 広告は、1年間につき1者6回までの掲載とする。

（広告申込内容等の変更）

第9条 掲載可の決定を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、広告の内容及びデザインに変更があったときは、代理店に申し出なければならない。

- 2 代理店は、前項の規定による申出があったときは、碧南市広報紙「広報へきなん」広告申込内容変更届（様式第3号）により、原則として掲載号の発行日の前々月の1日までに市に届け出なければならない。

（広告掲載の取下げ）

第10条 代理店は、広告の掲載を取り下げるときは、碧南市広報紙「広報へきなん」広告掲載取下げ届（様式第4号）により、原則として掲載号の発行日の前々月の1日までに市に届け出なければならない。

（広告掲載の取消し）

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当し、広告の掲載を取り消すことが適当であると認めたときは、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 規程第3条の各号のいずれかに該当するとき
- (2) 代理店から掲載の取下げの届出があったとき

(広告主の責任等)

第12条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

2 広告主の責めに帰すべき理由により市に損害が発生した場合は、市長は、当該広告主に対し損害賠償を請求することができる。

(その他)

第13条 この募集基準に定めるもののほか、広報紙への広告掲載について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この募集手引きは、令和元年11月11日から施行する。

附 則

この募集手引きは、令和2年11月20日から施行する。

附 則

この募集手引きは、令和3年11月17日から施行する。

附 則

この募集手引きは、令和4年3月1日から施行する。